

〈定期刊行物レビュー〉

2009年6月～8月

保 険

○英国の自動車保険賠償理論と損調実務（渡辺 武志）

（REVIEW 第6号 2009.9：あいおい基礎研究所）

本稿は、イギリスにおける自動車保険制度と自動車賠償責任保険における損害調査実務を損害賠償責任制度とともに紹介したものである。

筆者は、まず、イギリスの自動車保険の市場動向、個別会社の事例を含めた商品概要および自動車賠償事故に関する諸制度を紹介している。そのうえで、自動車事故の保険金請求手続、損害調査に係る協定等の実務慣行を紹介するとともに、自動車保険の実務家の視点から、損害賠償額の算定方法、公的医療サービスとの関係、民事責任と弁護士制度、補償制度の変遷および現在の課題等を含めて幅広く説明している。

○サブプライム危機とリスク管理（茶野 努）

（生命保険経営 第77巻第5号 2009.9：生命保険経営学会）

本稿は、リスク管理における確率およびリスクの計量化の問題について、長期性リスクを扱う生命保険に焦点を当てて考察したものである。

金融危機後、特に注目を浴びている全社的統合リスク管理（ERM）において、リスクの計量化とリスクとリターンの評価の経営判断への活用が求められているが、武蔵大学経済学部教授である筆者は、金融リスク概念における頻度主義確率の限界と長期性の金融リスクにおける不確実性について説明している。そのうえで、筆者は、リスク管理の仕組みや体制などのハードとともに、経営陣の関与、従業員の意識などリスク管理のソフトとのバランスを確保することの必要性や、経営者が自身の信念と客観的な認知に矛盾が生じた場合に認知の重要性を低下させたり、問題のすり替え等によって認識を変える認知不協和などの問題について解説している。

○差異が縮小するリスク・サービス産業－資本市場における保険と金融の融合の進展－ （後藤 和廣）

（保険学雑誌第605号 2009.6 日本保険学会）

代替リスク移転（ART）に代表されるように「保険と金融の融合」は進展し、筆者は、金融機関がリスク・サービス産業化^注すると予想している。本稿は、損失発生後の資金計画を立て実施する活動であるリスクファイナンスを企業財務の観点から見直し、リスクファイナンスにおける金融機関の役割等について解説したものである。

リスクから生じる損失をカバーする資本であるリスク・キャピタルは、株主資本の一部であり、投資家から調達しているため、リスクから生じる最終的な損失は投資家が負担することになる。金融機関は、このリスクを資本市場の投資家に分散させるた

め、非金融機関と投資家との間の導管（conduit）的役割を果たしている。金融機関は、金融技術の進歩と業態間の垣根の低下により、多様なリスク・キャピタルを提供できるようになった。筆者は、証券化、デリバティブなど最近の特徴的な ART 等の豊富な取引事例をあげて、業態間の垣根の低下について具体的な解説を行っている。

さらに、リスク・キャピタルを調達するためには、資本コストが必要であり、非金融会社がリスクファイナンスを検討する際には、他の条件が同じであれば資本コストが最も安い手段を選択することになる。筆者は、この資本コストを低減する方法として、①良質なリスクのポートフォリオを作り、リスク・キャピタルを減らす、②発生しやすい少額の損失は保有する、③最適資本構成を検討する、④オフ・バランスシート・キャピタルを使う、⑤高株価経営を行う、の5点をあげている。

最後に、今後も金融機関の「業態の垣根」の低下、そして、非金融企業のニーズの多様化により、リスクファイナンス手段は今以上に多様化すると予測している。そして、多様な手段から最善の手段を選択するためには、その効率化の比較が必要となるが、資本コストを尺度として使用することが可能であるとしている。この資本コストはリスクマネジメントの事業価値を評価する際にも役立つということで本稿を結んでいる。

（注）リスク・サービス産業とは、筆者の造語で、金融機関と金融機関付随業務に携わる企業群の総称で、業態は異なるが、収益源である業務がリスクマネジメントであるものとしている。

○新型インフルエンザで再確認 一朝有事の危機管理（石井和尋）

（週刊金融財政事情 2009.6.15～7.13：金融財政事情研究会）

本稿は、損保ジャパン・リスクマネジメントに勤務する筆者が、5回の連載で銀行等の金融機関の営業店を中心に、新型インフルエンザの業務継続計画（BCP）の留意点をまとめたものである。

連載の第1回目では、新型インフルエンザと災害等の危機事象との業務リソースへの被害の相違点やインフルエンザの型別の特徴をまとめている。

第2回目の連載記事は、営業店 BCP の留意点（1）と題して、窓口営業の継続店舗と業務の絞込みについて解説している。

第3回目は、営業店 BCP の留意点（2）と題して、営業店が感染源とならないよう職員および来店者の感染予防策について解説している。

第4回目は、本部 BCP の留意点として、営業店を取りまとめる本部部門における BCP の留意点や人材派遣会社などの外部委託先への関与も指摘している。

最終回は地域や取引先の業務継続力向上のために金融機関営業店が果たすことができる役割について、地震災害の場合も含めて解説している。

損害保険会社の営業課支社は、銀行等の窓口業務を行う営業店とは性格が異なるが、人員配置や業務の絞込み、店舗における感染予防・拡大防止策などは損害保険会社でも参考にできる内容である。

銀 行

○利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改訂について（繁本賢也）

（金融 2009.7：全国銀行協会）

金融庁は、2009年5月20日、利益相反管理体制の整備等に関する金融検査マニュアル等の一部改定を行った。これは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」による銀行法の改正により、銀行は利益相反を適切に管理する義務が課されたことに対して、今後、金融庁が各銀行の利益相反管理態勢を検証する際の検証ポイントをまとめたものである。

本稿は、金融庁検査局総務課調査室に勤務している筆者が、金融検査マニュアル改定について、その基本となる考え方を示し、個々の検証項目の趣旨や背景について紹介しているものである。

最後に、筆者は、個人的見解として、検査における銀行と当局間での双方向の議論を通じた適正なモニタリングを行っていくべきであり、検査局における証券取引委員会との更なる連携を図るなどによる、より効率的かつ効果的な金融・証券検査の実施を目指していく必要があるとしている。

○住宅ローンの動向とリスク管理上の課題

ー将来の金利上昇とデフォルト増加に留意したリスク管理をー

（戸坂 凡展、三尾 仁志）

（週刊金融財政事情 2009.8.17：金融財政事情研究会）

90年代初頭のバブル崩壊以降、企業の資金需要が伸び悩むなかで、各銀行は住宅ローンの貸出しに積極的に取り組み、住宅ローンが国内銀行の貸出全体に占める割合は1994年の9.0%から2008年の23.6%にまで高まっている。しかしながら、住宅ローンの主力商品である「当初固定金利型期間選択型住宅ローン」では、銀行間の競争激化や借換えによって当初固定金利期間終了後の収益を思うように享受できないこと等により採算性が悪化している。

本稿では、上記のような状況に加え、最近の景気悪化に伴って住宅ローンのデフォルト（債務不履行）率が上昇傾向にあることや、最近実行された貸出ほどデフォルト率が早い段階で上昇する傾向があるという分析結果を紹介している。また、普通預金と他の金融資産との金利差が縮小していること等から、銀行の資金調達における普通預金への依存度が1994年の11.9%から2008年には37.5%に上昇していること等も踏

まえ、マクロ経済が将来変化しうることを念頭においた中長期的な信用リスク管理が重要であることを強調している。

証 券

○我が国における国際会計（IFRS）の取扱い（三井秀範）

（月刊資本市場 No.288 2009.8：（財）資本市場研究会）

本稿は、金融庁総務企画局の三井秀範企業開示課長による「我が国における国際会計基準（IFRS）の取扱い－企業会計審議会企画調整部会の中間報告から」と題する日本の国際会計基準への取扱いを講演した記録である。

始めに、EUでは国際会計基準審議会（IASB）の作った国際会計基準を2005年から3年間の猶予期間をもって強制適用することが決まった。米国では、国際会計基準の強制適用導入の可否が2011年に最終判断され、導入が決定されると2014年から2016年にかけて段階的に米国企業に国際会計基準を義務つけるロードマップが発表されていると欧米の状況を紹介している。

次に、日本の会計基準が国際的に高品質であると認識されるためには、国際会計基準へのコンバージェンスが不可欠である。2年前に日本の企業会計基準委員会と国際会計基準委員会審議会の間で、2011年6月までに両者の差をなくし、新たな基準開発には日本も参加するという合意を結んだ。国際会計基準に収斂していく可能性の高い状況のもとで、混乱を防ぎ移行コストを最小化するための方策として2010年3月から国際会計基準の任意適用が採用されることなど、我が国の状況を説明している。

最後に、今後の日本企業への強制適用については、2012年を目途に判断することになっていること、仮に強制適用と決定された場合には、2015年または2016年ごろに実施される予定であることを説明している。強制適用されても、コンバージェンスが進んでおり、先行する任意適用会社の事例を参考にできるので、慌てなくとも対処できるであろうと結んでいる。

○オバマ政権が提示した米国の金融制度改革案（小立 敬）

（資本市場クォーターリー 2009 Vol.13-1 summer：野村資本市場研究所）

米国財務省は2009年6月17日、「金融規制改革－新たな基盤：金融監督規制の再構築」を公表、①金融機関に対する強固な監督規制の促進、②金融市場に対する包括的な規制の構築、③金融不正からの消費者・投資家の保護、④政府に対する危機管理に必要な措置の付与、⑤国際的な規制改善と国際的な協力強化を改革案の主要な柱としている。

本稿は、オバマ政権による金融規制改革の改革案のうち、G20の議論を受けた課題への対応や財務省のフレームワークに含まれていない内容など、特に注目される改革

方針を中心に整理が試みられたものである。

5つの柱のうち保険分野に関連することとして、①の「金融機関に対する強固な監督規制の促進」の柱のもと、システム上重要な機関の監督・規制の一元化で保険会社がどのように位置づけられるかを説明するとともに、金融規制構造の改革で州別規制の政策調整を図るための全米保険局（ONI）の設置が提案されていることなどを紹介している。

筆者は今回のオバマ政権による改革案について、現行の規制構造を大幅に変革するような内容までは含まれていないとし、一挙に包括的かつ抜本的な改革の実現を目指すのではなく、必要な改革の中でも実現可能な落としどころを探ったものとの見方ができると評している。